

焼却施設の維持管理に関する記録

中条地区塵芥焼却場

令和 6年度

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)が処分された各月毎の数量

単位: ton

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総合計
1号炉 焼却量	763.88	823.36	682.41	793.37	723.22	631.64	746.46	799.14					5,963.48
2号炉 焼却量	698.40	780.07	636.77	703.21	611.49	575.83	693.14	733.30					5,432.21
合計焼却量	1,462.28	1,603.43	1,319.18	1,496.58	1,334.71	1,207.47	1,439.60	1,532.44					11,395.69

2. 燃烧室中の燃烧ガス温度、バグフィルタ入口燃烧ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
燃烧室中の 燃烧ガス温 度[℃]※1	1号炉	955	943	944	931	939	944	952	951					945
	2号炉	961	954	951	943	951	957	968	959					956
バグフィルタ入 口燃烧ガス 温度[℃]※2	1号炉	193	196	193	188	187	187	189	190					190
	2号炉	187	189	192	191	190	189	189	190					190
排ガス中 のCO濃度 [ppm]※3	1号炉	4	0	3	3	0	0	0	0					1
	2号炉	2	0	0	0	0	0	0	0					0

※1 フロー図上の①にて測定

※2 フロー図上の②にて測定

※3 フロー図上の③にて測定

3. ばい煙濃度又はばい煙濃度測定結果

区 分	規制値		単位	1号炉		2号炉	
	法定規制	自主基準値		1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日				R6.5.10	R6.11.8	R6.5.10	R6.11.8
結果の得られた年月日				R6.5.24	R6.11.26	R6.5.24	R6.11.26
ばいじん濃度※4	0.15以下	0.02以下	g/m <sup>3</sup> N	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
硫黄酸化物濃度※4	4823以下	4823以下	ppm	22	22	10	7.9
窒素酸化物濃度※4	250以下	250以下	ppm	130	110	120	89
塩化水素濃度※4	430以下	250以下	ppm	110	92	34	32

※4 フロー図上の④にて測定

4. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	規制値		単位	1号炉	2号炉
	法定規制	自主基準値			
排ガスを採取した年月日					
結果の得られた年月日					
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	5以下	0.5以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N		

※4 フロー図上の④にて測定

5. 冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日

1号炉

冷却設備	回数	実施日
ガス冷却室 減温塔	1回目	8/12～8/14
	2回目	

2号炉

冷却設備	回数	実施日
ガス冷却室 減温塔	1回目	8/15～8/17
	2回目	

6. 集じん固化灰 溶出量有害物質測定結果(重金属類を含む)

測定結果が得られた年月日: R6.11.26

測定項目	基準値	採取日	
		測定値	単位
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出しない	mg/l
カドミウム	0.3以下	0.005未満	mg/l
鉛又はその化合物	0.3以下	0.01未満	mg/l
有機りん	1.0以下	0.1未満	mg/l
六価クロム	1.5以下	0.04未満	mg/l
砒素又はその化合物	0.3以下	0.01未満	mg/l
シアン化合物	1.0以下	0.02未満	mg/l
PCB	0.003以下	0.0005未満	mg/l
トリクロロエチレン	0.3以下	0.001未満	mg/l
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.0005未満	mg/l
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	mg/l
四塩化炭素	0.02以下	0.0002未満	mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.0004未満	mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1.0以下	0.002未満	mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.004未満	mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3.0以下	0.0005未満	mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.0006未満	mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.0002未満	mg/l
チウラム	0.06以下	0.0006未満	mg/l
シマジン	0.03以下	0.0003未満	mg/l
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	mg/l
ベンゼン	0.1以下	0.001未満	mg/l
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01	mg/l
ふっ素及びその化合物	24以下	2.4	mg/l
ほう素及びその化合物	30以下	0.05	mg/l
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.05未満	mg/l

※ 法定基準値の欄中「検出されないこと」とは、「昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

定量限界:アルキル水銀=0.0005mg/l